

## 第20回大田区空家等対策審議会 議事要旨

日時：令和3年7月1日（木）14：00～15：34

会議場所：消費者生活センター 大集会室

出席者：野澤 千絵

小田 哲一

松原 茂登樹

相川 英昭

松原 秀典

椿 真一

今井 克治

加藤 裕子

栗田 覚

菅野 俊彦

宮内 哲

中原 賢一

（敬称略・順不同）

### 1 開会

（深川建築調整課長）皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、皆様に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。私は、建築調整課長の深川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。初めに、本日付でまちづくり推進部長に着任いたしました部長の西山から御挨拶させていただきたいと思ひます。

### 2 あいさつ

（西山まちづくり推進部長）皆様、こんにちは。改めて、足元の悪い中、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま司会のほうから御紹介いただきました、7月1日付でまちづくり推進部長となりました西山と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日の会議は第20回となります空家等対策審議会でございます。ここで大田区の空家の状況等を御紹介させていただきますと、まずは国のほう、これはちょっと数字が古いのですが、平成30年に総務省が調査を実施しております。住宅・土地統計調査による結果でございますが、この調査によりますと大田区の空家数は4万8450戸、空家率にいたしますと11.3%となっております。この中で、賃貸や売却用といったものを除くいわゆる人が住まない空家については4,130戸ということで、空家全体の8.5%といった状況でございます。一方、私ども大田区の状況でございますが、陳情など地域からいろいろ情報を頂戴しておりまして、区のほうで把握しております空家につきま

しては、今年3月末の時点で715件ということで、動向について注視しているところでございます。なお、この後、問題となってまいります地域に影響を及ぼしている管理が十分行き届いていない空家につきましては、これまでもこの審議会のほうで御審議いただきまして、諮問・答申を経て、これまで4件の特定空家として判定してきたといった経過がございます。空家の問題につきましては、個人の問題ということではなく、地域の課題であると私どもは認識しているところでございます。こうした対応としまして、空家等対策審議会の取組とともに、大田区のほうでは福祉部が中心となって人生100年時代の老いじたく推進事業といったものも進めておりまして、その中でも空家の点について取り上げて、取組を進めているところでございます。また、本日は大田区の社会福祉協議会の中原事務局長にも出席いただいておりますが、区のソフトの部分の連携ということで、老いじたく相談会と連携しながら、建物の所有者が元気なうちから、自分の住む家の将来を考えていただけるきっかけづくりの相談会というものも取組を進めて、啓発に努めているところでございます。こういった取組を進めている中、本日の会議におきましては、1つの節目となる機会かと思っておりますが、本日議題といたしまして、大田区の空家等対策計画（改定案）につきまして諮問をさせていただき予定でございますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶に代えさせていただきます。

（深川課長）続きまして、事務局職員にも異動がありましたので紹介させていただきます。

（事務局職員紹介）

### 3 委員委嘱 委員の紹介

（委員紹介・委員自己紹介）

### 4 会長及び会長職務代理者の選出

（深川課長）続きまして、空家等対策審議会会長の選出を行います。空家等対策審議会条例第5条に、会長は委員の互選によりこれを定めるとあります。委員の皆様、どなたか会長を御推薦いただけませんかでしょうか。

### 5 会長及び会長職務代理者就任あいさつ

（会長に野澤委員を選任、会長職務代理に小田委員を選任）

（会長）では、事務局から連絡事項をお願いいたします。

（配布資料説明）

（会長） それでは、傍聴者の入室を認めます。

（傍聴人入室）

### 6 議 題（公開部分）

（会長） それでは、審議に入りたいと思います。初めに、本日の委員の出席を確認したいと思います。事務局から報告をお願いいたします。

（大場係長）事務局から報告いたします。委員総数12名、全委員が出席ですので、大田区

空家等対策審議会条例第7条第1項の規定により、本会議は成立しております。

**(会長)** ありがとうございます。会が成立していることを確認します。では、事務局から、議題(1)の説明をお願いいたします。

**(津本係員)** 空家対策担当の津本と申します。4月に実施いたしました大田区空家等対策計画(改定素案)の区民意見公募(パブリックコメント)の実施結果について御報告させていただきます。審議20資料-1を御覧いただきたいと思います。パブリックコメントについては、意見提出期間は、令和3年4月1日木曜日から4月21日水曜日まで実施いたしました。計3名の方から、26件の御意見をいただきました。御意見は、資料の表に項目別にまとめております。項目別に御説明いたします。項目としては、「1 制度全般に関すること」「2 空家等を取り巻く現状・課題・分析に関すること」「3 空家等の対象に関すること」「4 空家対策の体制に関すること」「5 空家等の利活用に関すること」「6 その他」と分類しております。各項目別に、主な御意見を御紹介いたします。1つ目の制度全般に関する御意見では、特措法の範疇についてや相続登記、国と区の役割などについて御意見がありました。2つ目の空家等を取り巻く現状・課題・分析に関する御意見では、平成28年の計画策定時から、空家対策の実施内容、評価、課題の整理、空家等の現状と推移、5年間の空家対策事業の投資額、効果、評価などについて御意見がありました。3つ目の空家等の対象に関する御意見では、対象となる空家がどのようなものなのか、対象地域、居住している建物についてどう扱うのかということなどの御意見がありました。4つ目の空家対策の体制に関する御意見では、区の空家情報リストの共有や区民への情報公開について、関係部署で対応した諸経費の回収、関係部署の業務内容、空家対策担当職員の人材育成の強化、リモート相談の実施などの御意見がありました。5つ目の利活用に関する御意見は、住宅確保の課題について御意見がありました。その他、附属資料に関する御意見がありました。

簡単ですが、以上でパブリックコメントの実施結果の御報告を終わりにさせていただきます。

**(会長)** ありがとうございます。ただいまの説明について、皆さんから何かございませうでしょうか。

では、ないようですので、また何かありましたらこの後のパートでもよろしいので御質問していただければと思います。次の議題(2)について、事務局からお願いいたします。

**(深川課長)** それでは、深川から説明させていただきます。審議20資料-2についての諮問の議題でございます。この大田区空家等対策計画(改定案)を大田区長から諮問させていただきました。諮問文の原本は会長にお渡ししてございます。

これまで当審議会で大田区空家等対策計画(改定素案)を御審議いただき、その後、パブリックコメントを経た上で、区で改定案を作成いたしました。御審議のほど、よろしくお願いたします。

**(会長)** ありがとうございます。諮問された改定案について、事務局から説明をお願いい

たします。

(**深川課長**) それでは、審議20資料－3を御覧いただけますでしょうか。パブリックコメント後に変更した点を、私から説明させていただきます。全文は時間がかかりますので、要点を説明させていただきたいと思います。まず、1ページ、2番の改定理由のところですが、この間の社会情勢の変化といったものを踏まえて、一層推進するために本計画を改定しますということでパブリックコメント時に記載させていただいておりますけれども、その部分を変更しまして、アンダーラインのところを「少子高齢化や核家族化等による単身者世帯の増加に伴い空家の増加が想定されること等」というように具体的に追記をさせていただいております。また、3番、4番、5番につきましては、当初、改定案を出させていただいたときには、具体的な件数等はまだ集計中で定まっておりましたので、3番につきましては715件、4番につきましては相談件数2,891件、5番につきましては、相談会での相談件数463件という数字を記載させていただいております。6番の区の実施ですけれども、変更後の(6)としてアンダーラインを引かせていただいておりますが、管理不全な空家、いわゆる特定空家等のことですが、緊急安全措置について記載をさせていただきました。この部分は私のほうから補足説明をしますと、これまで過去の台風や大雨のとき、例えば空家の屋根が飛びそうであるとか、たてどいが落ちそうになったり、そういったことで周辺環境への影響については区としてもずっと問題になっておりました。一方で、皆様御存じのとおり空家は個人の資産ですので、区の職員が立ち入って、勝手に外したり、壊したりということができないという実態もございます。また、法律の制度も特にございませんので、何とかしなければいけない、でもできないというところで、これまで様々な御意見、御要望等をいただいていたところでございます。私が4月1日から建築調整課長に着任したちょうどそのタイミングからですが、区のほうとしましても何か取組ができるのではないかとということで、検討をし始めたところでございます。そういった状況でございますので、検討結果はまだ今後になりますけれども、今回の空家等対策計画の改定に合わせて体制を整備しますということで、区の決意でもありますが、この部分を追記させていただきたいということで、変更に入れさせていただいております。その後、7番以降につきましては、附属資料や空家等対策特別措置法の解説、索引等について、パブコメで御要望がございましたので、その部分を追記しますということで記載させていただいております。私からの説明は以上となります。

(**会長**) ありがとうございます。ただいまの説明について、皆さんから何かございますでしょうか。

(**委員**) よろしく申し上げます。まず、今、御説明のあった6番の人命に危害が及ぶおそれなのだと思いますけれども、人命だけではなくて、例えば財産は含まないのですか。要は緊急で急迫な事態が生じた場合、人命に危害が及ぶおそれというのは大分のことだと思っておりますけれども、財産に関しても重要なので、具体的にどういうときを指して危害が及ぶおそれなのかということのもなかなか分かりづらいところではあると思っておりますが、急迫の事態でと

ということが気になったなということ。あと、2番なのですけれども、先ほどメールで連絡させていただいたのですが、「少子高齢化や核家族化等による単身者世帯の増加に伴い」というのはこの5年に生じたことではないと思うのです。これはもう従前からあったことなので、意見者の方が指摘される社会情勢の変化というのは何なのかということが、これでお答えになっているのかなということが私としては気になりました。例えば社会情勢の変化ということ言えば、この5年間という、国のほうでたくさん施策が出てきたりとか、空家の活用についてインセンティブを与えるようないろいろな動きがあるので、そういうことを聞きたいのかどうなのかなということが私としては気になりました。以上です。

(会長) ありがとうございます。事務局のほうで、2点お答えいただけますでしょうか。

(深川課長) まず、私のほうから6番について説明させていただきます。空家の管理につきましては、所有者の方が適切に管理するというのが大前提でございます。ただし、そうはいましても台風、まさに風が強いときとか雨の中といったときに、財産の部分についてはいろいろな状況が想定されますので、その状況については今後の検討と想っています。一方で、平時にできることはまず所有者にきっちり責任を持ってやっていただく。その中で生命に及ぶような本当に緊急性のあるもの、もう今、判断しなければというような緊急の状況になった場合には、必要最低限ということで措置を考えております。ですので、木が周辺に影響を及ぼすとか、近隣の家を壊すだとか、いろいろなことが考えられますけれども、そういった想定できるものは当然平時にやっていただくといった中での緊急措置という考え方で記載させてもらっています。

(大場係長) もう一点のパブリックコメント後の変更についての2番なのですけれども、確かに御意見のとおりだと思いますので、内容について文案を考えまして、会長にも御相談させていただきながらつくりたいと思っておりますが、内容としては表現の問題ということで考えてよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(大場係長) そういうことであれば、会長と御相談させていただいて、文案の修正を検討したいと思っております。

(会長) ありがとうございます。後半の部分は文言のお話なのですが、人命だけではなくて財産ということも入れるかどうかという点について、ほかの方の御意見を伺いたと思います。では、よろしく申し上げます。

(委員) 課長のお言葉を返すようで申し訳ないのですが、人命にというのは他者のということですね。他者の財産とか他者の人命にという意味ですよね。だから、日頃から所有者の責任で維持管理をするというのは当然なのだけれども、例えば台風とか、何年か前にありましたね。ああいうことで、他者の財産とか他者の人命に危害を及ぼす場合については緊急的に介入するというか、区のほうで措置しますということだと思っているので、その辺を工夫していただけるといいのではないかと私は思ったりしますが、いかがでしょうか。

(会長) 事務局からお願いいたします。

(深川課長) これを記載することで、空家を所有している方が、空家は今後区が全部管理するのだという誤解を招くおそれもないわけではないので、そういった中で、本当に緊急性のあるものということを示したいために人命ということ、危機感といいますか、こういったつもりで書いています。決して財産に危害が及ぶから一切何もしないとかそういうことではなくて、どういった場合に区は何ができるのかということも含めて、こういったことを今後検討していきたいということの頭出しという言い方が適切かは分からないのですけれども、そういった思いの中で記載させていただいているものです。ですので、ここはあえて人命でいかせていただけたらなと考えております。

(会長) ありがとうございます。では、お願いいたします。

(委員) 何度もすみません。そうしたら、体制を整備しますとあるので、どのような体制を整備されるのか。条例みたいなものをつくるのか、それとも、他者が介入するわけですから、どれぐらいのきちんと法律的にも問題ないようなものをつくられるのかということはお考えになってやっていただけるといいのではないかと思います。

(会長) ありがとうございます。ほか、ありますでしょうか。

(委員) ちょっとお伺いしたいのですけれども、今の6番の件で、最低限の措置ということでございますけれども、例えば人命に関わるような、壁が落ちそうだということで、うちの商店街の中でもそういう場所が1件あるのですけれども、今ちょうど大田区さんのほうで対処はしていただいているのです。外側のモルタルの壁にひび割れが入っていて、その前の道路は通行人の方がかなり多くて、大体3メートル道路なのですけれども、もう今にも落ちそうな状態です。ですから、最低限の措置の具体的なところ、どこまでできるかというのを御説明いただければと思います。

(深川課長) 今おっしゃった具体的なところをどうするかというのが、まさにこれからの区の検討と考えているところです。今おっしゃった案件については、恐らく先日一緒に見させていただいたところかなと思うのですけれども、例えば今まさに風が強い、雨が強いという心配がある中で、一方で緊急措置をする人の安全性ということもございます。二次災害を起こさない。そういう観点の中で何ができるかという話になってまいります。例えばその部分の周辺を立入禁止にするとか、落下しても被害がないようにするといったことはあるかなと思います。そういった懸念がある中で、台風とかが来らずと前に何か措置をしようという話になると、これは平時の空家の対策になってきますので、所有者に対して求めていきたいと考えております。

(委員) いじめるわけではないのですけれども、例えば緊急性ということ、もうそろそろあと10分、30分で落ちますよというところで区のほうに相談をして、外側に壁が落ちないように何か対処をするとか、そういうことはできるのですか。

(深川課長) 様々な状況が想定されますので難しいところもある一方で、そういった場合には消防さんとも連携をしながら、消防法に関する部分、あと、この後補足説明をさせていただこうかと思ったのですけれども、ちょうど昨日付で国のガイドラインが出ました。

そちらのほうでも災害対策基本法による対応も明記されてまいりましたので、こういったことも考慮しながら、どのタイミングでどういう状況のときに誰が何をどうするのかというところを今後詰めていきたいと考えております。

(委員) ありがとうございます。緊急性を要する場合は、消防署のほうに連絡をするということによろしいのですか。

(深川課長) 様々な状況もありますし、消防署のほうで対応できる、できないというのがありますので、まずは空家に関してというところで、何かありましたら私どものほうに連絡いただけたらと思います。

(委員) いじめているわけではないのですけれども、例えばもうあと30分後は危ないよという場合は、すぐに飛んで来られますか。30分とか、時間ははっきり言えないですけれども。

(会長) お願いいたします。

(榊原都市計画課長) 今、いろいろな想定のお話が出ておりますが、現状でいきますと、人命に関わるようなケースでは消防が出ていって対処をしていただいているようなことが多くございます。特に緊急性があるということで今はそうやっていますが、決して消防だけでやらなかったこととしまして、先ほど来出ておりますような中で区ができることという、大体想定されるのは、さっき話が出ましたけれども、一時的に安全を確保する作業をメインにやっというふうに思っております、仮囲いをして、人が近づけないようにして安全を確保するというのが今回の緊急措置の大きな目的になっていきます。その後は、台風等が収まったときには持ち主に連絡をして、対応していただくような形を取っていきたい。そうしないと、区が何でもやるということになりますと、人の財産に手を出すことと、相手が、いや自分がやろうと思っていたということで、実際に区が代行したことに対してお金を払いたくないとか、トラブルになるようなこともありますので、先ほども出ましたが、その辺は法の関係もありまして、慎重にできることを整理していこうと考えております。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。御意見はございますでしょうか。

では、私も意見を言わせていただくと、ここに財産という言葉を入れてしまうと、本当に想定外の災害が来たときに、今の危なくはなさそうな空家ですら危なくなってくるような状況の中で、全部が対象になってくると区が対応できない可能性も高いと考えられます。これはあくまでも私有財産に対して公的に関与できるぎりぎりラインとしての最低限の措置、緊急性が極めて高いというところで盛り込んでおくのがいいのではないかと思います。先ほど貴重な御意見をいただきまして、財産というものも確かに大事なもので、むしろそうならないために、その前の段階、平時の段階でそうなりそうな空家に対してきちんと対応していくということのほうの方が非常に大事だと思います。ですので、私としては、こ

こはこのまま事務局案でよいのではないかと思うのですけれども、逆に皆さんの御意見をもう少しいただけるのであれば議論させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、意見が尽きたようですので、諮問を受けました大田区空家等対策計画（改定案）について、委員の皆様にお諮りいたしたいと思います。改定案について、本案のとおり答申するという事によろしいでしょうか。ただし、文言の修正などがありますので、そうした文言修正みたいなところは事務局と私のほうで相談しながら、内容は変えない形で、文言の表現の軽微な変更をさせていただくという前提の下で、原案のまま答申するという事によろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

（会長）では、皆様がよろしければ、大田区空家等対策計画（改定案）として審議会会長印を押印し、区長に答申書を提出させていただきたいと思います。

（委員、挙手）

（委員）決議の方法なのですが、皆さんに拍手とか、手を挙げてもらうとか、そういう方法がよろしいかと思えます。

（会長）ありがとうございます。それでは、もう一度。軽微な文言修正は私と事務局で調整するという大前提の下で、この原案のまま答申するという事によろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

（会長）ありがとうございます。それでは、全員に挙手をいただいたということですので、答申書を区長に提出させていただきたいと思います。ありがとうございました。

## 7 報 告（公開部分）

（会長）では、次に報告案件を事務局からお願いいたします。

（田中主任）私、空家対策担当の田中と申します。私からは、令和2年度の空家総合相談窓口・相談会の実施結果、相談会での主な事例、その他の報告としまして日曜空家総合相談会の御報告を資料-4、資料-5を使って報告させていただきます。着座にて失礼いたします。まず、資料-4をおめくりいただいて、スライド3に空家総合相談窓口の相談件数の推移を折れ線グラフにしました。青線が令和2年度、点線が令和元年度の件数となっております。2年度の相談総数は404件でした。例年、台風が来る秋に増加して、冬に減少しておりますが、昨年は2度の緊急事態宣言があり、また、台風もなかった影響で、全体的に陳情が少なく、前回は544件だったのですけれども、そこから比べると25%ほど減少したような状態でした。相談者は例年同様、空家の近隣に住む陳情者が多い傾向にありました。下のスライドには、相談内容の内訳をまとめました。令和元年に引き続きまして、空家の樹木や老化による陳情などの維持管理に関するものが一番多い相談内容でした。元年度よりも16件減少しておりますが、割合としては45%から56%と増加しております。また、元年度と同様に、維持管理、空家を活用したい、利用したいという利活用、取材や

空家に関する問合せなどのその他が上位を占めました。詳細な内訳につきましては、資料5に表としてまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。続きまして、スライド5には、毎月第2木曜日に実施しております空家総合相談会の内容についてグラフにまとめました。2年度はコロナの関係で3回中止しまして、その分、相談者数が減少したのですけれども、前の年の元年度と比べても、上限の4組中3組程度は毎月御参加いただいたような状況でした。先ほどの窓口のほうでは陳情が多かった一方で、こちらの相談会に関しましては、空家の所有者やその相続人からの相談がほとんどですので、相談内容のほうも空家のリフォームや売却などが上位を占めました。続いて下のスライドは、相談会での主な相談事例です。所有者が死亡または施設入所して空家になったので売却方法などについて相談したいとか、空家の相続登記をしておらず相続対象者が分からない、相続人に連絡が取れない、手続きができていないなどの御覧のような内容が主な事例となっております。相談会では、このような相談に対しまして、事前に職員で現地調査しまして、登記などの情報を収集して準備をします。当日は、協定団体である建築、法律、不動産、福祉の各分野から相談員として御参加いただきまして、専門的な視点からアドバイスをいただいております。相談の中で、協定団体の紹介が必要な場合には、その場で紹介を行いますし、区による対応が可能な場合には、終了後に関係各課へそのまま御案内するという対応を行っております。また、資料5には、こちらの相談会の詳細と、その後ろに総合相談会のパンフレットも添付しておりますので、お時間があるときに御覧いただければと思います。最後に、ページをおめくりいただいて、日曜総合相談会について御報告いたします。こちらは元年度からスタートしまして、令和2年度も実施いたしました。コロナ禍だったのですけれども、協定団体様の御協力の下、7組の相談を受けることができました。御協力、ありがとうございました。今年度も同様に11月の実施を予定している状況でございます。私からは以上となります。

**(会長)** ありがとうございました。それでは、何か御質問などはありますでしょうか。大丈夫でしょうか。またその後でも、何かありましたら御質問ください。それでは、事務局からほかにありますでしょうか。

**(大場係長)** 事務局から、資料番号がついていない資料について御説明をさせていただきたいと思います。まず、空家総合相談会です。今年も、先ほどお話があった通り予定しております。委員の皆様にも相談員になっていただいて、大変助かっております。今後ともよろしく願いいたします。2番目にあるチラシですけれども、「大田区耐震化助成事業のご案内」です。こちらについて、今年度から区内業者が工事をした場合に、除却工事の助成限度額が50万円から75万円に増額しております。空家対策では、把握している空家がありますけれども、その中で、令和元年度は7件、令和2年度は8件の空家がこの制度を利用して解体となっております。今後とも、この制度について周知をして、少しでも管理不全の空家が減るように努力していきたいと思っております。

3つ目が「今から始めよう自分らしい老いじたく」です。昨年度から大田区のほうで、大

田区社会福祉協議会と連携して、老いじたく相談会に取り組んでおります。空家対策でも、管理不全の空家の予防のために連携しようと考えております。私のほうの説明は以上となります。

**(会長)** ありがとうございます。今のお話について何かありますでしょうか。

**(委員)** 私も6月9日にちょうどこの相談会の担当をさせていただいて、3件のうち1件キャンセルになったのですけれども2件をお受けしたときに、高齢の御兄弟の方が建物を共同で所有していて、共同でお住まいになっているのだけれども、次の世代の方に引き継ぐにはどうしたらいいだろうかというお話だったので、建物のことを引き継ぐのであれば空家の相談会というのものもあるから、そこでしたら多職種連携で、私は司法書士なので、相続のことについてとか遺言のことなんかは御相談に乗れるのですけれども、建物をどうやって生かしていくかという話については私のほうではしづらいものですから、空家の相談会を御紹介させていただいて、自分は相談に手を抜いたということがありました。大田区の中にどういう社会資源があるのかということや相談員のほうもよく分かって対応するか、分からないで対応するかでお客様に出せる道筋が全然違うものになってくると思いますので、我々も大田区の施策をよく知り、大田区のほうも効果的な広報をさせていただいて、区民の方がいろいろな相談窓口にアクセスできるようにしていただくのがいいかなと思いました。本当に老いじたくの相談はすごくニーズが高くて、私も紹介したい方はたくさんいるのですけれども、なかなか難しい、すぐいっぱいになってしまうということをおっしゃっていますので、どういうやり方がいいのか、社会福祉協議会さんの担当者の方もすごく丁寧な相談をしていらして、一度、私たちがお話したような相談をうんうんと聞いているけれども、うんうんと聞いただけで、何だったっけと後で思い出せないと困るから、振り返りの作業を職員の方に一緒にさせていただいて、メモにするというお手伝いをいただいているというのはすごくいい取組だなと思っています。我々も学ぶところがあるかなと思っていますので、これからも御報告をいただけるといいと思います。ありがとうございます。

**(会長)** ありがとうございます。ほかの自治体もいろいろ参画させていただいているのですけれども、ここまでされている自治体は非常に珍しいなということで、すごく心強く思いました。老いじたくはすごく大事なのですけれども、空家の発生予防ということを考えていったときに、今住んでいる高齢者の方だけではなくて、実はその次に相続される相続予定人の御家族と一緒にあって老いじたくをしていただくと非常によくて、例えば、土地の境界がはっきりしていないのであれば早めにしておこうねとか、そういった情報をつないでいけるのです。そこが分断されているとなかなか難しいということがあるのですが、社協さんとか高齢者の方とアクセスできる担い手さんというのは、さらにその御家族の方もつながっていける可能性が非常にあるので、すごく可能性があるなと思っています。ぜひまたお話を伺わせてください。ありがとうございます。

それでは、ほかにさらに何かございますでしょうか。では、ここで公開部分の審議を終

いたします。一度休憩を入れます。再開次回は10分後、15時5分からにさせていただきますと思います。それでは、15時5分まで休憩とさせていただきます。お疲れさまでした。

(以下、非公開)